

議員提出議案第 1 号

地方自治法第 100 条第 1 項後段の規定による請求に応じて出頭する者に対する実費弁償に関する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び羽曳野市議会会議規則（昭和 56 年羽曳野市議会規則第 3 号）第 13 条第 1 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 30 日

羽 曳 野 市 議 会

議 長 外 園 康 裕 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

百 谷 孝 浩

花 川 雅 昭

清水 ひでただ

黒 川 実

通 堂 義 弘

阪 本 菜津代

笹 井 喜世子

提 案 理 由

現状、地方自治法第 100 条第 1 項に基づく議会の調査において、出頭を求める証人や参考人等に対する日当の規定がなく、その処遇及び公金支出の適正化について、この条例を制定しようとするものであります。

地方自治法第 100 条第 1 項後段の規定による請求に応じて出頭する
者に対する実費弁償に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 1 項後段の規定による請求に応じて出頭した選挙人その他の関係人(以下「証人」という。)に対する実費弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第 2 条 この条例の定めるところにより、実費弁償として、証人に日当及び旅費を支給する。

(支給制限)

第 3 条 本市から給料若しくは報酬の支給を受ける者が旅費若しくは費用弁償の支給を受けて証人となった場合又は本市の職員以外の地方公務員及び国家公務員がその職務上証人となった場合は、前条の規定にかかわらず、実費弁償を支給しない。

2 羽曳野市議会の議員が証人となった場合は、前条及び前項の規定にかかわらず、実費弁償を支給しない。

(日当の額)

第 4 条 日当の額は、出頭した日 1 日につき、8,000 円とする。

(旅費の種目)

第 5 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とする。

(実費弁償の支給方法等)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、証人に対する日当の支給方法並びに旅費の額の計算方法及び支給方法は、当該日当及び旅費に相当する市の職員に対する旅費の支給方法及び額の計算方法の例による。

(羽曳野市実費弁償条例の適用除外)

第 7 条 証人に対する実費弁償については、羽曳野市実費弁償条例(昭和 45 年羽曳野

市条例第 7 号)の規定は適用しない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。